

長崎県社会保障推進協議会

発行責任者: 川尻瑠美

〒850-0056 長崎市恵美須町 2-3-2F 長崎県保険医協会気付

TEL 095-825-3829 / F 市 X 095-825-3893

E メール nagasaki-hok@doc-net.or.jp

第 30 回 2022 年自治体キャラバン終了しました

県社会保障推進協議会は県内のすべての自治体を訪問して、社会保障施策の拡充を求める自治体キャラバンを 11 月～12 月に実施しました。懇談では、事前に各自治体に行った「医療福祉施策等アンケート」結果をもとに、47 項目の要請書を提出し、その回答をふまえて意見交換を行いました。



医療・介護の体制について

食材料費や光熱費の負担に苦しむ医療機関や介護施設に『電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金』を活用した支援を求めましたが、「県の支援の活用を」という回答に留まった自治体が多かったため、県の支援策は不十分であることを指摘し、あらためて支援策を求めました。

社会保障制度としての国民健康保険について

一般会計からの法定外繰り入れを行って、「払える保険料（税）に引き下げを」と強く要望しましたが、「決算補填等目的（解消を求められる繰入）」になるから行えないとの回答でした。法定外繰り入れを行っているのは県内では長崎市と長与町だけで、その内容も福祉医療の現物給付に伴う波及分増など政策的なものに限られています。長崎市からは「現状でも国から 2027 年度までには是正を求められている内容がある」との紹介があり、繰り入れ減額の見通しが示されました。

資格証明書について、被保険者から「医療を受ける必要が生じ、支払いが困難である」旨の申し出があった場合に短期保険証に切り替えて交付をしていない対馬市と南島原市には、受療権を保障するために切り替え交付の対応を求めました。対馬市は「資格証でも、自分で 10 割負担すれば病院にかかれるわけですから」と発言し、対応の変更は考えていないと答えました。

また、窓口一部負担の国保法第 44 条減免制度について「減免件数ゼロが続いているので、活用できる制度にしてほしい」と求めました。長崎市には、保険税の滞納があると使えない自治体も多

いようだがどのような取り扱

いになっているのか質し、「生活保護基準より若干緩めに基準を設けているが、蓄えの確認もするため躊躇されるのではないかと。滞納の有無で判定はしていない」と回答しました。

介護保険および高齢者福祉サービスについて

積立金を適正に活用して保険料の引き下げ実現を求めました。18 年以降毎年 10 億円ずつ積立金を増やしている長崎市は「団塊の世代の高齢化で今後さらに介護給付費が増えることが予想されているなかで、妥当な積立金額はわからないが、活用はしていく」との回答に留まりました。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度創設の求めに対しては、「軽度・中等度の障害手帳があれば助成がある」との認識にとどまっている自治体も多く、認知症予防に対する有用性が明らかになっていることを示しながら、検討課題として取り上げるよう重ねて要望しました。

子育て支援等について

子ども医療費助成制度拡充では、中学生まで助成している 12 自治体に、県が示した 18 歳までの助成の内容（これまでの就学前に高校生世代のみ



* 五島市懇談の様子 *

を追加した提案)に対し、市町の受け止めや議論の進捗について聞き、窓口負担ゼロかつ現物給付での年齢拡充を求めました。複数の自治体で18歳までの助成を検討していることが分かりましたが、1回800円の窓口負担は「高くない」との認識を示す自治体担当者もおり、住民の声を届けながら繰り返し要請していく必要性を感じました。

学校で生理用品を無料提供するとともに、トイレへの設置を求めたのに対し、西海市は「令和3年度に、本土部の中学校4校と希望のあった小学

校1校のトイレに試験的に生理用品を設置したところ、そのことが、すべての児童生徒の安心感につながるようになりました。今年度は、6月にすべての小・中学校に生理用品を配布し、トイレへの設置を実施しています」と回答し、貧困対策だけでなく、すべての児童生徒にとって必要な施策であることを再確認しました。

その他、障がい者支援施策や健診事業、年金制度、生活保護についても、現状を聞きながら課題改善に向けて要望しました。

県社保協内学習会

第2回「社会保障入門テキスト」学習会

「社会保障入門テキスト」学習会第2弾を12月2日に行いました。各講師に、年金と障害者の分野で制度や課題について学びました。WEBで行い、参加は10人でした。

●年金● 講師:吉田務氏(全日本年金者組合副執行委員長)

はじめに、「20代、30代の人には年金問題を自分事と思っていないが、5年毎に財政収支の見直しを作成する年金の財政検証では、最新の2019年において、2058年には基礎年金を40%削減すると打ち出した。年金問題は現役世代に甚大な影響を及ぼすもの」と強調しました。その上で、公的年金の成り立ちと仕組みを詳しく説明し、「国民年金は現在月額16,590円の保険料が所得に関係なく定額で課せられており、逆進性を持っている」「基礎年金の給付の半額は国庫負担で、現在3.3万円。これは無年金者含む全国民が受ける権利があるのではないか」「厚生年金部分は、給与が高ければ高いなりに、納付期間が長ければ長いなりに分厚くなるが、男女の賃金差が大きい日本においては男女間の格差を広げている。日本の低年金構造は、女性が結婚・妊娠・育児などで正規雇用を継続しにくい社会構造に問題がある」「小泉政権で導入されたマクロ経済スライドは年金改定で一番問題がある。少子化と高齢者増をマイナス要因として物価や賃金の伸びよりも年金額を低く抑えているため、物価高騰、燃料価格高騰の最中であっても年金が削減されている」など問題点や課題を分かりやすく解説しました。



●障害● 講師:白沢仁氏(障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会副会長)

「障害者問題は、全てに共通する問題。日本の社会保障は、社会保険方式であり、保険料や利用料を払い制度を利用するというのが基本だが、これを払えないのが障害者なので貧困問題でもある。『共助』という考えはどうか？払えない人はどうするのか？というのが障害者の社会保障分野の基本的要求である」との紹介がありました。

「日本の障害の法的規定には身体、知的、精神しかなく、難病や自閉症、高次脳機能障害などはない。さらに手帳制度があり、認定されないと手帳はなく、手帳をもっているだけではサービスは受けられない。認定されない障害者、サービスを受けられない障害者がたくさんいる」「障害者の圧倒的多数は在宅で家族の支援で生活。在宅の身体障害者の90%が介護保険の被保険者なので介護保険の問題でもある」「旧優生保護法は不良の子孫を残さないことが目的とされ、人権保障運動も障害者運動の柱になっている。国連の障害者権利条約の締約国としてふさわしい人権保障に、と切実な要求実現と権利も合わせて運動している」と示し、「今の時代に障害者のみが良くなるということではなく、社会保障全体の底上げが必要。マイノリティの問題も含め、こども、障害、女性、LGBT等の視点で、一つを突破口に切り口を変えながら運動してもいいのではないかと提起されました。

講演後は、たくさんの質問や見解を求める声に丁寧に回答いただき、活気あふれる学習会となりました。

今年もお世話になりました。2023年も
よろしく願いいたします。

